

公共事業事前評価調書(平成24年度新規事業)

所管課: 海岸防災課

担当班: 災害砂防班

事業名	真玉橋地区急傾斜地崩壊対策事業		事業区分	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	沖縄県
事業箇所	豊見城市字真玉橋					
事業の諸元	急傾斜地崩壊危険区域 約2.84ha (指定予定) 現場吹付コンクリート法枠工(F300)、鉄筋挿入工 A=3,222m ² 現場吹付コンクリート法枠工(F200) A=6,179m ²					
事業の概要	当地区は、豊見城市真玉橋地区に位置する北向きの斜面で、がけ高約35m・勾配約 34° の急傾斜地である。保全対象はがけの上と下の人家52戸に加え、がけ下の県道11号線も保全対象となる。平成21年6月の豪雨により斜面の一部が崩壊し、斜面下の生活道路(私道)が通行止めとなった。また、斜面内では滑落やはらみだしも見受けられ、斜面上部の住宅では土間コンクリートにひび割れが生じる等、危険な状況にあり、斜面の崩壊を未然に防ぐため急傾斜地崩壊対策事業を実施するものである。					
事業の必要性・効果等	<p><必要性> 当急傾斜地の一部においては平成21年6月の豪雨により斜面崩壊が発生し、下端部の生活道路が交通止めとなった。また、斜面浸食の進行や斜面上端部の住宅の土間コンクリートにひび割れが生じる等、斜面崩壊の兆候が確認されることから早急に対策する必要がある。</p> <p><効果等> ① 人家52戸の住民の生命を保護し、財産を保全することができる。 ② 県道を急傾斜地の崩壊から保全し、機能を維持することができる。</p>					
事業期間	事業採択	平成 24年度		完了(予定)	平成 28年度	
全体事業費	3.0	(億円)	補助・単独の別	補助	補助率	1/2
費用対効果	B/C	総便益:B	8.2 (億円)	総費用:C	2.7 (億円)	基準年
	= 3.0	① 一般資産被害軽減額 5億円 ② 公共施設等被害軽減額 0.3億円 ③ 人的被害軽減額 2.9億円		① 事業費 2.7億円 ② ③		平成 21年度
事業着手の熟度・上位計画との整合性	当地区は、沖縄県における急傾斜崩壊危険箇所のうち要対策箇所(433箇所)に位置づけられており、第3次沖縄県社会資本整備計画において、土砂災害を防止し安全な生活環境を守るため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う事としている。					
環境への配慮	コンクリート法枠内に植生を行う等、緑化工法を採用する予定					
関係する地方公共団体等の意見	平成21年10月に真玉橋自治会及び真玉橋団地自治会から豊見城市長に斜面对策の陳情書が提出され、同年同月及び平成23年2月には豊見城市長から南部土木事務所長あてに対策の要請がなされている。					
概要図(位置図)						